

**佐賀県産業イノベーションセンター
トライアルユース補助事業費補助金交付要領**

(趣旨)

第1条 佐賀県産業イノベーションセンター所長（以下「所長」という。）は、機能性・健康食品分野及び化粧品関連分野等の開発に関し、県内中小企業等の新製品・新技術開発を促進するため、さが機能性・健康食品開発拠点事業（以下「ラボ」という。）を活用して実施する大学等研究機関との共同研究に向けたデータ収集や可能性の探索などの初期段階の研究に取り組む中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。なお、交付については、本要領のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年（1955年）法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年（1955年）政令第255号）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号）、佐賀県技術振興等補助金交付要綱及びさが機能性・健康食品開発拠点事業実施要領の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる事業者は、次のいずれかに該当する者で、研究開発を主体的に実施できる能力を有する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する者又は中堅企業（従業員数100名以上、1,000名未満の企業）のうち、佐賀県内に本社又は主たる事業所を有する者
- (2) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合、森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合又は水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合で、佐賀県内に主たる事業所を有する者
- 2 前項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年（1991年）法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 第1項の補助対象者は、前項の第2号から第7号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費、限度額)

第3条 補助金の対象経費は、別表1のとおりとする。

2 補助事業の補助限度額は、1件あたり1,000千円、補助率は2/3以内とし、予算の範囲内で補助する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は所長に対し補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、所長が別に定める期限までとし、その提出部数は1部とする。

3 第1項の申請をしようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年(1988年)法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年(1950年)法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の決定、研究実施期間)

第5条 所長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 所長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

3 補助事業の研究実施期間は、第1項の規定した通知において所長が別途定めるものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときには、その交付決定を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を所長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

(補助金の交付条件)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第2号)を所長に提出し、承認を受けなければならない。

2 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所長に報告してその指示を受けることとする。

3 所長は、佐賀県補助金等交付規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

- 4 補助事業者が、補助金を他の用途への使用をし、その他補助事業に関して、補助金等の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、所長は当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業の対象)

第8条 補助事業の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 原則として、さが機能性・健康食品開発拠点を活用するもの
- (2) 大学等との共同研究に発展しうるテーマで、基礎的な研究開発要素を有するもの
- (3) その他、所長が必要と認めるもの

(補助事業計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、補助事業に要する経費の区分又は補助事業の内容を変更する場合においては、あらかじめ、変更承認申請書(様式第3号)を所長へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる各号に該当する変更については、この限りではない。

- (1) 交付決定時の補助金の額の30パーセント以内の減額
- (2) 補助事業に要する経費の増額
- (3) 交付決定時の補助事業に係る支出計画のうち、補助対象経費の合計額の30パーセント以内の経費の配分の変更

2 所長は、交付決定を行った補助事業の計画変更に伴う補助金の増額は認めない。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第7条第1項の規定により廃止の承認を受けたときは、補助事業実績報告書(様式第4号)を提出するものとする。

2 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業を完了した日又は補助事業の廃止の承認を受けた日の翌日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する年度の1月15日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。ただし、1月15日が土曜日、日曜日又は祝日である場合は、直前の開所日を提出期限とする。

3 第4条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

4 第4条第3項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第5号)により速やかに所長に報告するとともに、所長の返還命令を受けて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 所長は、第10条の規定に基づき、補助事業者からの実績報告書を受領したときは、「ものづくり産業課所管の補助事業に関する検査要領」に基づき検査するものとする。

2 所長は、前項の検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認

めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 所長は、当該補助事業の補助金の額を確定後、補助事業者から補助金交付請求書（様式第 6 号）が提出されたときは、速やかに支払うこととする。

(関係書類等の整理・保管)

第 13 条 補助事業者は、補助事業に係る経理の収支を明らかにするために、これに関する帳簿及び証拠書類等を整理することとし、研究期間が終了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間これを保管するものとする。

(知的所有権の帰属)

第 14 条 補助事業の実施中に生じた特許権等の知的所有権は、原則として、研究実施機関に帰属する。ただし、これに寄り難い場合は、所長と補助事業者が協議の上、知的所有権の帰属を決定するものとする。

(研究成果の発表等)

第 15 条 所長は、補助事業の成果について、その概要を原則として試験終了後公表することとする。ただし、公表の内容、方法及び時期については、補助事業者と協議の上決定するものとする。

2 所長は、前項の公表を行うことが補助事業者の正当な経済的価値やノウハウの保護等を妨げると認めるときは、公表を留保することができる。

3 補助事業者が、補助事業の成果を学会及び業界紙等で発表する場合は、発表の内容、方法及びその時期について、所長に事前に報告しなければならない。

(報告義務)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の研究期間終了後 5 年間は、所長の求めに応じて補助事業の成果の実施状況等について、報告をしなければならない。

(その他)

第 17 条 この要項に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、別に所長から指示するものとする。

附則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年7月20日から施行する。

附則

この要領は、平成29年7月4日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年3月29日から施行する。

別表1 対象経費

経費区分	内 容
材料・消耗品費	・研究に必要な資材、部品、原料、消耗品等の購入又は製作に要する費用
外注費	・研究の遂行上必要な比較的単純で研究要素の含まれない作業の外部への外注に要する経費
設備等使用料	・外部の者から研究の遂行上必要な設備（実験施設、測定機器等）を一時的に使用するために要する費用
委託料	・大学や公設試験研究機関等研究開発を受入可能な機関に研究の一部を委託するために必要な費用（ただし、再委託費を含むことはできない。）

様式第1号（第4条関係）

番 号
令和 年 月 日

佐賀県産業イノベーションセンター
所長 様

申請者
住 所
企業名
代表者役職・氏名

令和 年度 トライアルユース補助事業費補助金交付申請書

下記のとおりトライアルユース補助事業を実施したいので、佐賀県産業イノベーションセンタートライアルユース補助事業費補助金交付要領の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|---------|---------|
| 1 研究の概要 | 別添1のとおり |
| 2 研究計画書 | 別添2のとおり |
| 3 その他 | |

(別添1)

研究の概要

1 研究テーマ

2 共同研究体の概要（役割等）

3 補助事業に係る支出計画

(単位：円)

経費区分	積算内訳				補助事業に要した経費(税込)	補助対象経費(税抜)(A)	補助金の額(税抜)(B)	備考 (購入先、委託先等について記載)
	項目別	仕様等	単価	数量・単位				
	小計							
	小計							
計								

注1) 補助金申請額の上限は1,000千円です。

注2) 消費税及び地方消費税額を補助事業に要した経費欄の上段に括弧書きしてください。

注3) 補助対象経費(A)は、消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額を減額して記載してください。

注4) 補助金の額(B)は、各区分の小計において、補助対象経費(A)×補助率(2/3)≧補助金の額(B)となるよう記載してください。また、千円未満を切り捨ててください。

(別添2)

研究計画書

- 1 目的
- 2 研究体制
- 3 試験項目
- 4 試験方法
- 5 スケジュール

項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

- 6 予算
合計 円 (税込)
(内訳)

- 7 期間
交付決定の日から令和〇〇年〇月〇〇日まで

様式第2号（第7条関係）

番 号
令和 年 月 日

佐賀県産業イノベーションセンター
所長 様

補助事業者
住 所
企業名
代表者役職・氏名

令和 年度 トライアルユース補助事業費補助金の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があった
トライアルユース補助事業費補助金について、別紙に記載した理由により事業の中止（廃
止）の承認を受けたいので、佐賀県産業イノベーションセンタートライアルユース補助
事業費補助金交付要領の規定により申請します。

記

1 事業中止（廃止）の理由（別紙）

様式第3号（第9条関係）

番 号
令和 年 月 日

佐賀県産業イノベーションセンター
所長 様

補助事業者
住 所
企業名
代表者役職・氏名

令和 年度 トライアルユース補助事業費補助金計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により交付決定の通知があった
トライアルユース補助事業費補助金について、別紙に記載した理由により事業の内容及
び経費の配分を変更し[金 円の減額承認を受け]たいので、佐賀県産業イ
ノベーションセンタートライアルユース補助事業費補助金交付要領の規定により、関係
書類を添えて報告します。

記

1 計画変更の理由（別紙）

- （注）1 金額の変更のない変更申請の場合は[]の分は、消去すること。
2 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業内容及び経
費の配分と比較できるように記載すること。

様式第4号（第10条関係）

番 号
令和 年 月 日

佐賀県産業イノベーションセンター
所長 様

補助事業者
住 所
企業名
代表者役職・氏名

令和 年度 トライアルユース補助事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号により補助金交付決定の通知があったトライアルユース補助事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県産業イノベーションセンタートライアルユース補助事業費補助金交付要領の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 研究成果報告書 別紙のとおり
- 2 事業完了期日 年 月 日
- 3 その他、別に定める書類

研究成果報告書

1 研究テーマ

2 研究成果の概要

【提出時削除】

研究により明確になった機能性や、製品化・商品化に向けたスケジュール、課題について、まとめてください。

3 収支決算書

【収入の部】

(単位：円)

区分	補助事業に要した経費	調達先（具体的に記載）
自己資金		
補助金		
計		

【支出の部】

(単位：円)

経費区分	積算内訳				補助事業に要した経費（税込み）	補助対象経費（税抜き）（A）	補助金の額（税抜き）（B）	備考（購入先、委託先等について記載）
	項目別	仕様等	単価	数量・単位				
	小計							
	小計							
計								

注1) 補助金申請額の上限は1,000千円です。

注2) 消費税及び地方消費税額を補助事業に要した経費欄の上段に括弧書きしてください。

注3) 補助対象経費（A）には、消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額を減額して記載してください。

注4) 補助金申請額（B）は、各区分の小計において、補助対象経費（A）×補助率（2/3）≧補助金申請額（B）となるよう記載してください。また、千円未満を切り捨ててください。

佐賀県産業イノベーションセンター
所長 様

補助事業者
住 所
企 業 名
代表者役職・氏名

令和 年度 トライアルユース補助事業費補助金に係る
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け佐産イ第 号で補助金の額の確定通知があった標記補助金
に関し、消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定したので、佐賀県産業イノベーション
センタートライアルユース補助事業費補助金交付要領の規定により、下記のとおり報告し
ます。

記

- 1 補助金額（センターが補助金額確定通知書により通知した額）
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額
円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
円

- (注) 1 積算内訳についても添付のこと（任意の様式可）
2 課税事業者であっても、単純に補助金の消費税率及び地方消費税率相当額が消
費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

様式第6号（第12条関係）

番 号
令和 年 月 日

佐賀県産業イノベーションセンター
所長 様

補助事業者
住 所
企業名
代表者役職・氏名

令和 年度 トライアルユース補助事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け佐産イ第 号で確定通知があったトライアルユース補助事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県産業イノベーションセンタートライアルユース補助事業費補助金交付要領の規定により請求します。

記

請求額		金	円
内訳	確定額	金	円
	交付済額	金	円
	今回請求額	金	円

振込先
銀行名
支店名

口座種別 普通・当座

口座番号

フリガナ
口座名義人